

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 5 号

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

函館市営住宅条例施行規則（平成 9 年函館市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条を削り，第 5 1 条を第 5 0 条とし，第 5 2 条を第 5 1 条とし，第 5 3 条を第 5 2 条とする。

第 5 4 条第 5 号中「職員」を「係員」に改め，同条を第 5 3 条とし，第 5 5 条を第 5 4 条とする。

別表第 3 中「第 5 1 条関係」を「第 5 0 条関係」に改める。

附 則

この規則は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。